

総論－近づく年金時代－

第1章 近づく年金時代

第1節 われわれの生活と年金

わが国の社会保障制度のうちで、国際的にみて欠けていた唯一の制度であった児童手当制度が、長い準備期間を経てようやく昭和46年度より実施に夢されることとなった。これによりわが国は制度的には、ほぼ完備した社会保障を持つこととなったのである。

しかしながら、社会保障制度の内容については、まだ不十分なものが多く、国民の要望に十分こたえているとはいえないであろう。また、今後の社会経済の変動により生じる新しい要望によりよく応じていかねばならない。

わが国の最近の経済社会の動きの中で、国民生活に大きな影響を与えているものに、人口の老齢化の進行と、賃金・物価の著しい上昇がある。この二つの現象を背景に老齢者の生活保障の充実が特に強く要請されるようになった。

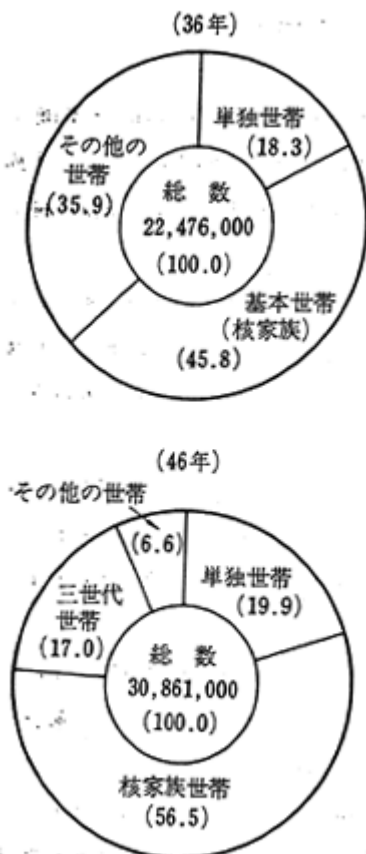
社会保障の分野では、公的扶助、老人福祉の諸施策、医療保険および年金制度など多くの分野が、この役割をになっているが、このうち、最近の動きとして年金制度に対する期待と関心がきわ立っている。

わが国の年金制度は、昭和36年から国民のすべてを適用対象とする、いわゆる皆年金体制にはいっており、今後はすべての老齢者が、年金を受けることが約束されているものの、現実には、受給者の数が少ないなど未成熟の状態にある。

一方、老齢者の立場は、かつてとは大きく変化し、子が結婚すれば親と別の生計を営むことが原則とされるようになり、未婚の子と夫婦だけで構成される核家族の比率は徐々に高まりつつある。就業構造の面で雇用者の比率が高まり、都市へ人口が集中するいわゆる都市化の諸現象も、老齢者の立場を従来とは大きく変化させる原因となっている(第1-1-1図第1-1-2図参照)。このように、現在の老齢者および今後の老齢者は子にたよらない老後の生活を考えざるをえなくなっている。一方、最近の賃金・物価の著しい上昇下においては、老後の準備を、個人の貯蓄という形で整えることは不可能と感ぜられるようになった。20年後、30年後に備えてどの位の準備をすべきかは、現在のような激しい経済成長下においては決定しえないのが実状であろう。年金制度自身の未成熟、人口の老齢化の進行、老齢者の立場の変化、経済成長の進行などがからみあって、年金への関心が目に見えて高まって来たといえるのではあるまいか。

第1-1-1図 世帯構造別世帯数の推移

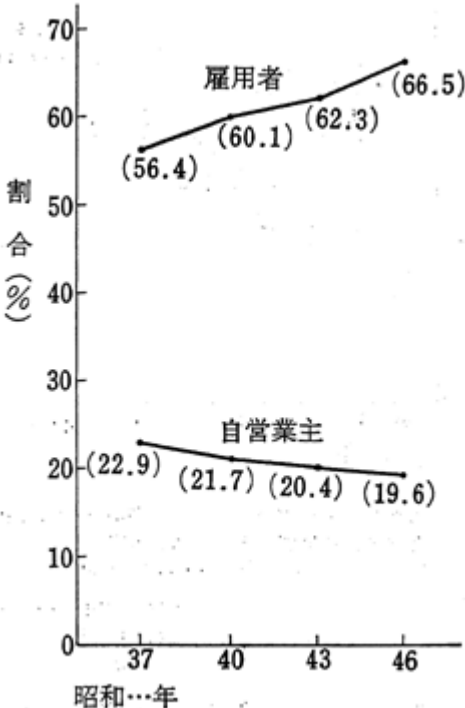
第1-1-1図 世帯構造別世帯数の推移



資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」

第1-1-2図 有業者中に占める雇用者の割合の推移

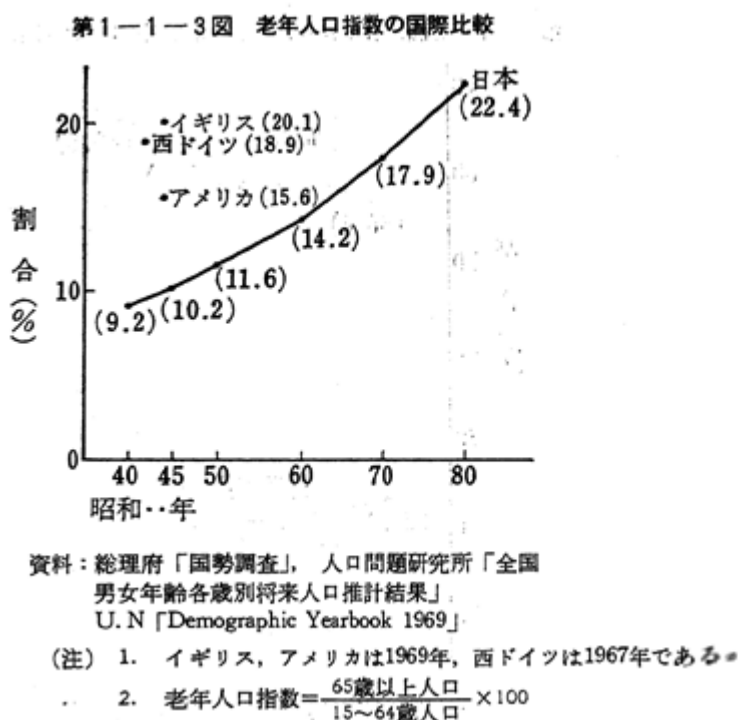
第1-1-2図 有業者中に占める雇用者の割合の推移



資料：総理府「就業構造基本調査」

わが国の本格的な年金時代は、人口の老齢化が現在の西欧諸国のような高い比率となり、そのほとんどの高齢者が拠出制の年金を受けるようになる時代をさすのであろうが、それには、まだ30年程度の年月を必要とする(第1-1-3図参照)。

第1-1-3図 老年人口指数の国際比較



現在のわが国の65歳以上人口の比率は、昭和45年で約7%であるが、フランス、イギリス、スウェーデンでは約13%に達しており、わが国がその比率となるのは、昭和70年代と予想される。また、年金の受給状況という点では、現在は老齢福祉年金の受給者が圧倒的に多く、拠出制の年金を受けている人は、60歳以上人口の10%にすぎない。昭和36年から国民皆年金となっているので、当時50歳未満であった人々が高齢者となる昭和51年以後から受給者の数は徐々にふえていき、福祉年金の受給者にとって代わる昭和70年頃が本格的な年金時代ということができよう。

この本格的な年金時代を前に、年金制度をよりよくしていくための努力が払われねばならないが、このためには、年金についての国民の正しい理解が是非とも必要である。

年金を受けている人が少ないことに加えて、制度がいくつにも分立し、また長期間の加入を給付の要件としていることに起因して、法律の諸規定が複雑であることなどの理由から、国民一般にとって年金はなじみにくい制度であるという印象を与えている。

しかしながら、年金制度は、これを支えている国民の理解がなくては、今後の発展は望みえないものである。年金問題の正しい理解のためには、わが国の年金制度の現状や、今後の課題、諸外国にみられる年金制度についての考え方等を相互の関連の中で理解することが必要である。また、人口の動向、経済全体の推移、賃金体系など社会経済の動向と密接な関連のあることにも留意せねばならない。さらに公的年金をどのように充実していくかの方向については、年金の果たすべき役割、他の高齢者対策との関連、年金制度を支える人々の負担の問題など、広い見地からの検討が必要であろう。

総論－近づく年金時代－

第1章 近づく年金時代

第2節 わが国の公的年金制度

1. 沿革

昭和36年に国民皆年金が達成される以前にも、わが国の年金制度は、ほぼ90年の歴史を有している。

一般の被用者を対象とする厚生年金の前身である労働者年金保険ができたのは昭和17年であるがそれ以前にも、官公吏など特殊なグループを対象とする年金制度が存在していた。

すなわち、恩給として知られている官公吏に対する年金制度は、明治8年の海軍の退隠令に始まっている。同9年には陸軍恩給令、同10年に恩給令が制定され、これが明治23年に軍人恩給法、官吏恩給法に集大成され、大正12年に恩給法に統一された。

一方現業官庁に勤務する者に対しては、大正8年頃から官業共済組合が設立されていた。これらが旧国家公務員共済組合法にひきつがれ、前述の恩給法と合体して、現在の国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合と公共企業体職員等共済組合となった。

民間の雇用者の年金制度としては、昭和14年に船員に対する総合保険である船員保険が設けられたのが最初であり、昭和17年の労働者年金保険法がこれに続いた。

昭和19年に、職員および女子にも適用すると同時に、労働者年金保険法は名称を厚生年金保険法に改めたが、その後昭和29年に大改正されて、現在の厚生年金保険法ができた。

これらがいわば国民皆年金までの歴史であり、これらの既設の制度からとり残されていた人々をすべて年金制度の網の目に包み込むという形で国民年金制度ができたのである。

総論－近づく年金時代－

第1章 近づく年金時代

第2節 わが国の公的年金制度

2. 公的年金制度の種類と適用状況

現在の公的年金制度は、国民年金、厚生年金の二大制度のほか、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合の八制度に分かれている。

また、年金事業の管掌者毎にみれば、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合の内部ではさらにいくつかに分かれており、全体としては50を超える数となっている。

適用状況では、国民年金の適用者2,400万人を筆頭に、厚生年金の2,300万人がこれに並び、この二制度だけで、全適用者の90%を占めている。

これに続いては、地方公務員等共済組合、国家公務員共済組合が、大きな制度であるが先にのべたように、その内部ではいくつかの組合に分化しており、地方公務員等共済組合の場合などは、一般の職員、教職員、警察職員など職種別の区分や、一般職員については都道府県と市町村とが分かれるなどの細分化が行なわれている。

各制度毎の適用範囲と現在の適用状況は、第1-2-1表のとおりである。

なお、厚生年金や共済組合に加入する者の配偶者については、国民年金には必ずしも加入しなくともよいいわゆる任意加入の取扱いとなっているので、20歳から60歳までの国民のうちの一部には、これらの制度のいずれにも加入していない者がいるわけである。

第1-2-1図 公的年金制度の歴史

第1-2-1図 公的年金制度の歴史

	昭1	昭10	昭20	昭30	昭40
一般被用者			旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行昭19.10.1) (注1)	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行昭29.5.1)	
船員			船員保険法 (昭14.法73) (施行昭15.6.1)		
公務員等	国家公務員 官業共済組合	恩給法 (大12.法48)		旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法68)	国家公務員共 済組合法 (昭33.法128) (施行昭33.7.1)
	地方公務員	恩給法 (大12.法48)		公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行昭31.7.1)	
	退職年金条例 (注2)	地方公務員 等共済組合法 (昭37 法152)(施行 昭37.12.1)			
	財団法人私学恩給財団 (大13.10.1 発足)	私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行昭和29.1.1)			
私立学校 教職員			厚生年金 保険法 (昭29 法115)	農林漁業団体職 員共済組合法 (昭33.法99) (施行昭34.1.1)	
農林漁業 団体職員			国民年金法 (昭34.法141) (施行昭34.11.1) 提出制昭36.4.1 発足		
非被用者					

- (注)1. 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
2. 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。

第1-2-1表 公的年金適用者数(46年度末)

第1—2—1表 公的年金適用者数 (46年度末)

(単位: 1,000人)

	適 用 範 囲	適 用 者 数
国 民 年 金 (拠出制年金)	20歳以上60歳未満の人で農業や自営業をやっている人およびその家族	23,669
厚 生 年 金 保 険	会社、工場などに勤める人	22,514
船 員 保 険	船員	261
国家公務員共済組合	国家公務員	1,149
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	都道府県や市町村などに勤務する地方公務員	2,536
公共企業体職員等 共 済 組 合	国鉄、電々公社、専売公社に勤める人	789
私立学校教職員 共 済 組 合	私立学校に勤める教職員	194
農林漁業団体職員 共 済 組 合	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などに勤める人	407

資料: 総理府社会保障制度審議会事務局「社会保障統計年報」および厚生省年金局調べ

- (注) 1. 各共済組合の適用者数は昭和45年度末現在のものである。
2. 各共済組合の適用者数は、短期組合員を除いた数である。

総論－近づく年金時代－

第1章 近づく年金時代

第2節 わが国の公的年金制度

3. 給付の種類とその支給状況

わが国の公的年金の給付の種類としては、年金として代表的な老齢(退職)年金、障害(廃疾)年金、遺族年金の三種類に、わが国に独特の通算老齢(退職)年金が加わった四種類の年金と、若干の一時金がある。

一時金としては、厚生年金の障害手当金とか共済組合の遺族一時金などのように、年金の支給要件に該当しない軽度の事故に対して支給するものと、脱退手当金、退職一時金のように、保険料又は掛金の払いもどし的な性格を有するものがある。

老齢(退職)年金、障害(廃疾)年金、遺族年金のそれぞれが、いかなる状況のときに支給されるかは、各制度によって異なるが、加入期間の長さ、年齢、事故の発生時の状況(そのとき被保険者であったかどうか)などによって決定される。その主要要件を示したものが第1-2-2表であるが、老齢年金の支給開始年齢や、遺族年金の加入期間の要件など制度によって大きな差のあることが注目される。

次に、これらの給付別の支給状況等をみると第1-2-3表のとおりである。適用者数ではもっとも多い国民年金、次いで多い厚生年金の二大制度が受給権者の面では少なく、とくに老齢年金の受給権者が適用者数に比して少ないことがわかる。

第1-2-2表 年金の支給要件

第1-2-2表 年金の支給要件

	老 齢 (退 職) 年 金			障 害 (廃 疾) 年 金		
	最 短 資 格 期 間	支 給 開 始 年 齢	退 職 要 件	最 短 資 格 期 間	廃 疾 の 原 因 発 生 時	退 職 要 件
厚生年金保険	40歳(女35歳)以降15年	男 60 女 55	有	6 月	被保険者であつた間	無
	その他20年	65	無			
国民年金	25年(年齢により10年まで短縮)	65	無	1 年	被保険者であつた間	無
				老齢年金の資格期間	被保険者でなかつた間	無ただし65歳未満
国家公務員共済組合	20 年	55	有	1 年	組合員であつた間	有

遺 族 年 金		
最 短 資 格 期 間	死 亡 の 時 期	遺 族 の 範 囲
6 月	被保険者であつた間	死亡した者により生計が支えられていた妻・子(18歳未満または廃疾)、夫・父母・祖父母(60歳以上または廃疾)、孫(18歳未満または廃疾)
老齢年金の資格期間	被保険者でなかつた間	
母 子 年 金		
1 年	被保険者であつた間	死亡した者により生計が支えられていた妻で、18歳未満または20歳未満で廃疾の子を有する者 下欄の場合は65歳未満のこと
老齢年金の資格期間	被保険者でなかつた間	
10 年	被保険者であつた間	配偶者(夫は廃疾の場合を除き55歳まで支給停止)、死亡した者により生計が支えられていた子(18歳未満または廃疾)、父母・祖父母(廃疾の場合を除き55歳まで支給停止)、孫(18歳未満又は廃疾)
20 年	被保険者でなかつた間	

第1-2-3表 公的年金適用者数、受給権者数および1人当たり年金額等

第1-2-3表 公的年金適用者数、受給権者数

	適用者数	受給権者数 計	老 齢 (退職) 年 金	
			受給権者数	1人当 り年金額
	人	人	人	円
国民年金 (拠出制年金)	23,669,193	429,776	229,470	60,000
厚生年金保険	22,514,189	1,370,532	600,516	192,816
船員保険	260,991	38,609	15,225	254,543
国家公務員共済組合	1,148,778	155,233	120,422	333,198
地方公務員等共済組合	2,536,196	275,360	228,457	401,437
公共企業体職員等共済組合	788,886	241,312	169,534	371,420
私立学校教職員共済組合	194,266	7,715	3,590	236,810
農林漁業団体職員共済組合	406,970	23,742	17,684	202,456
文 官	—	209,973	109,727	201,788
恩 給 軍 人	—	2,615,452	1,229,437	47,643
知 事 裁 定	—	224,585	143,515	229,573
福 祉 年 金	—	4,088,552	3,670,111	27,600
合 計	51,519,469	9,680,841	6,537,688	

および1人当たり年金額等

通算老齢 (退職) 年金		障 害 (障害) 年 金		遺 族 年 金	
受給権者数	1人当 り年金額	受給権者数	1人当 り年金額	受給権者数	1人当 り年金額
人	円	人	円	人	円
2,513	20,108	60,116	113,017	137,677	90,931
139,259	76,985	100,036	148,916	530,721	109,246
460	87,586	3,724	189,116	19,200	160,282
150	52,193	2,933	186,720	31,728	121,611
940	42,580	3,973	243,397	41,990	144,647
19	65,053	6,276	205,904	65,483	124,491
2,681	20,695	202	175,078	1,242	121,310
506	29,102	732	154,155	4,820	82,473
—	—	1,323	309,190	98,923	107,612
—	—	132,438	155,309	1,253,577	126,174
—	—	433	302,095	80,637	105,762
—	—	395,021	40,800	23,420	34,800
146,528		707,207		2,289,418	

資料：総理府社会保障制度審議会事務局「社会保障統計年報、昭和46年版」および
(注) 1. 国民年金 (拠出制年金)、厚生年金保険、船員保険および福祉年金は
末現在の数字である。
2. 各共済組合の適用者数は、短期組合員を除いた数である。

び厚生省年金局調べ
47年3月末現在、各共済組合は46年3月末現在、恩給は45年3月

総論－近づく年金時代－

第1章 近づく年金時代

第3節 年金受給者の生活実態

1. 老齢者の生活と年金

60歳以上の人口のうち、何らかの公的年金を受けている者の比率は、44%である(第1-3-1表参照)。

第1-3-1表 年歳階級別年金受給者の人口に占める割合

第1-3-1表 年齢階級別年金受給者の人口に占める割合

(1) 総括表

(単位: 1,000人)

	45 年			
	合 計	60歳～64歳	65～69	70～
(1) 人 口	10,890	3,680	2,960	4,250
(2) 年 金 受 給 者 数	4,810	630	650	3,530
(2)/(1)	44%	17%	22%	83%

(2) 年金受給者の内訳

		45 年			
		合 計	60歳～64歳	65～69	70～
実 数	合 計	5,260	630	650	3,980
	厚生年金	490	200	170	120
	国民年金(拠出)	0	0	0	0
	" (福祉)	2,980	40	40	2,900
	各種共済組合	440	170	140	130
	恩給	1,350	220	300	830
	福祉年金のうち他の公的年金との併給者数	450			450
比 率	合 計	100%	100%	100%	100%
	厚生年金	9	32	26	3
	国民年金(拠出)	0	0	0	0
	" (福祉)	57	6	6	73
	各種共済組合	8	27	22	3
	恩 給	26	35	46	21

- (注) 1. 総括表(2)欄における年金受給者数は、福祉年金のうち他制度の年金との併給者数を除いたものである。福祉年金以外の他制度間の年金との併給者は除かれていない。通算老齢(退職)年金は厚生年金に一括して含めた。
 2. 45年3月31日現在の数値である。
 3. 厚生年金には、船員保険を含む。
 4. 各種共済組合とは、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合である。
 5. 恩給は文官恩給、軍人恩給、都道府県知事裁定の恩給である。
 6. 国民年金は、拠出制と福祉年金とに分けた。
 7. 資料は各年金制度事業年報、社会保障統計年報および各制度の基礎資料を使用した。

厚生省年金局調べ

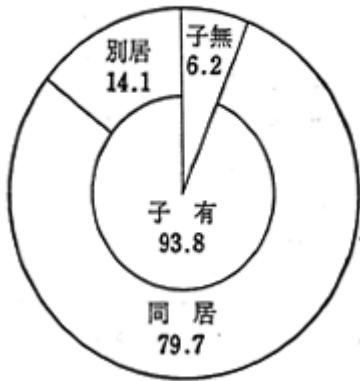
これは、昭和45年時点の推計であるので、このときには国民年金の拠出制老齢年金の支給はまだ開始されていない。現在では、この比率は、やや高まっていると想像されるものの、まだ諸外国に比べれば、相当低い状態にある。

特に、年金の種類別に検討してみると、福祉年金の受給者がきわだって多く、70歳以上の受給者の73%を占めている。次いで大きいものが恩給であり、60歳以上受給者の26%を占めているが、60歳から69歳までのグループでは、もっとも大きい比率を占めている制度である。

一方、高齢者の私的扶養がどのような状況におかれているかであるが、まず、子との同居、別居の状況をみると、第1-3-1図にみるように、大部分の高齢者は子と同居していることがわかる。しかし、同居、別居に関する世論調査においては、同居がよいとするものは、約半数である(第1-3-2表参照)。

第1-3-1図 高年者の子の有無と同居別居の構成割合

第1-3-1図 高年者の子の有無と同
居別居の構成割合
(43年)



資料：厚生省「高年者実態調査」

第1-3-2表 親との同居・別居に対する意見

第1-3-2表 親との同居・別居に対する意見
(46年) (単位：%)

	総 数	同居	別 居				一概に はいえ ない	不明
			計	すぐ近く	すぐ近く でなくても よい	不 明		
(性別)								
男 子	100.0	51	28	16	11	1	18	2
女 子	100.0	47	36	22	13	1	15	2
(年齢別)								
20 ～ 29歳	100.0	41	38	17	19	2	18	3
30 ～ 39	100.0	44	36	22	13	1	19	1
40 ～ 49	100.0	49	34	22	11	1	16	1
50 ～ 59	100.0	51	30	21	8	1	18	1
60歳以上	100.0	64	23	15	7	1	10	3

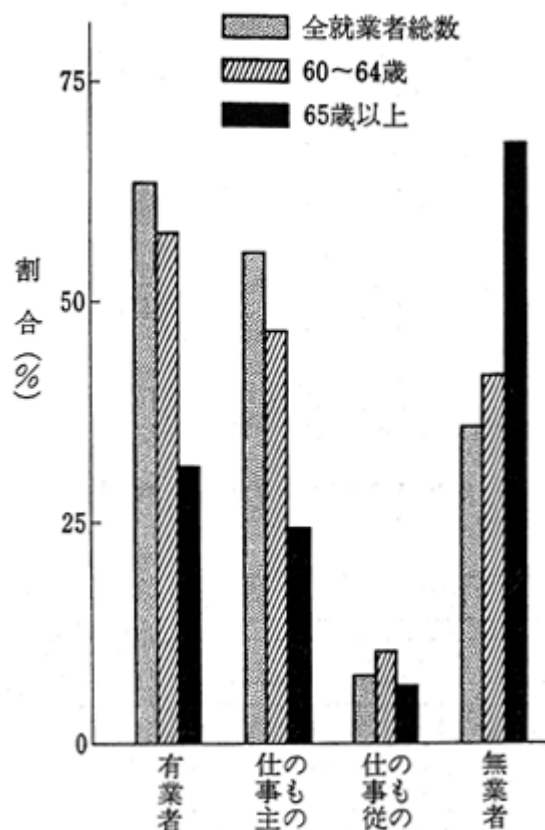
資料：総理府、厚生省「老人問題に関する世論調査」

次に老齡者の就業の状況であるが、60歳から64歳では現に就業している者が半数以上であり、かつ多くの者が仕事が主たる状況にある。

65歳以上の場合には、就業しているものは30%程度であって、また仕事が主であるものの比率も低い(第1-3-2図参照)。

第1-3-2図 60歳以上の者の就労状況

第1-3-2図 60歳以上の者の就労状況
(46年)

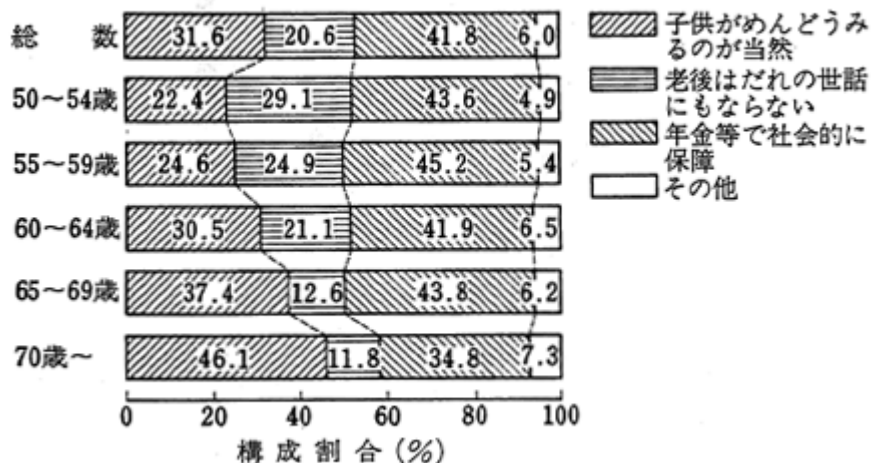


資料：総理府「就業構造基本調査」

老後を真剣に考え始める中年以後の年齢層は、老後の生活をどう意識しているかに関し、50歳以上の男の老後の生活に対する依存度を示したものが、第1-3-3図であるが、これによると、年金等の社会的な保障を要望している者が4割あり、年齢階層別にみれば、子に対する期待は、年齢が高い層程高くなっている状況にあるといえよう。

第1-3-3図 50歳以上の男の老後の生活に対する依存度

第1-3-3図 50歳以上の男の老後の生活に対する依存度
(46年)



資料：厚生省統計調査部「国民生活実態調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

総論－近づく年金時代－

第1章 近づく年金時代

第3節 年金受給者の生活実態

2. 年金受給者の実状

年金受給者がどのような世帯構成、扶養関係にあるのか、受給者の生活の中で年金がどのような地位を占めているかについてみることにしよう。

厚生省では昭和47年5月1日現在の厚生年金の老齢年金と通算老齢年金の受給者を対象に、年金受給者の受給状況、世帯構成、年金への依存度合いなどの調査を行なったので、この調査結果より年金受給者の実態をみると次のとおりである。

総論－近づく年金時代－
第1章 近づく年金時代
第3節 年金受給者の生活実態
2. 年金受給者の実状
(1) 年金の受給状況

厚生年金の老齢年金の受給者の平均的な年金額は、男子の場合16,000円、女子の場合13,000円であり、その年金額別階級の分布も、10,000円から20,000円のところに80%が集中している。

一方この厚生年金に加えて他の公的年金を併給しているものが11%あることが注目される(第1-3-3表、第1-3-4表参照)。

第1-3-3表 年金額階級別受給者割合

第 1－3－3 表 年金額階級別受給者割合		
(47年)		
(単位：％)		
	老 齢 年 金	
	男 子	女 子
総 数	100.0	100.0
～ 2.5千円未満	—	—
2.5千円以上～ 5.0	—	—
5.0 ～ 7.5	—	—
7.5 ～10.0	0.8	6.9
10.0 ～12.5	14.8	54.4
12.5 ～15.0	32.7	24.3
15.0 ～17.5	23.6	9.8
17.5 ～20.0	13.4	3.3
20.0 ～22.5	8.3	1.1
22.5 ～25.0	4.3	0.2
25.0 ～27.5	1.6	—
27.5 ～30.0	0.4	—
30.0千円以上	0.1	—
平 均 年 金 額 (円)	15,927	12,624

資料：厚生省年金局「厚生年金受給者調査」

第1-3-4表 老齢年金の平均受給年金額

第1-3-4表 老齢年金の平均受給年金額
(47年) (単位：円，%)

	男 子		女 子	
	構 成 比	厚生年金の 平均年金額	構 成 比	厚生年金の 平均年金額
総 数	100.0	15,927	100.0	12,624
厚 生 年 金	82.1	15,849	82.4	12,530
厚生年金と他の公的年金	11.1	15,677	11.7	12,614
厚生年金と他の公的年金と企 業年金	0.6	16,890	1.1	14,146
厚 生 年 金 と 企 業 年 金	6.2	17,309	4.8	13,910

資料：厚生省年金局「厚生年金受給者調査」

次に年金受給者の年齢分布であるが、男子受給者の場合は65歳～69歳が最も多く、全体の40%を占めている。制度上の支給開始年齢は60歳(在職老齢年金は原則として65歳)であるから受給者の多くは、年金受給開始後あまり年数の経過していない者が多いといえるであろう(第1-3-5表参照)。受給権の発生年度別の状況をみると、昭和40年頃より大幅に増加していることがわかる(第1-3-6表参照)。

第1-3-5表 年金受給者の年齢分布

第1-3-5表 年金受給者の年齢分布
(単位：%)

	老 齢 年 金	
	男 子	女 子
総 数	100.0	100.0
～ 59 歳	3.0	24.4
60 ～ 64	25.0	33.8
65 ～ 69	40.1	28.2
70 ～ 74	22.4	10.3
75 ～ 79	7.4	2.8
80 歳 以 上	2.1	0.7
(平 均)	(68歳)	(64歳)

資料：厚生省年金局「厚生年金受給者調査」

第1-3-6表 受給権発生年別件数累積百分率、年金額

第1—3—6表 受給権発生年別件数累積百分率、年金額
(単位：％、円)

	老 齢 年 金			
	男 子		女 子	
	件数累積 百分率	厚生年金の 平均年金額	件数累積 百分率	厚生年金の 平均年金額
昭 和 28 年	0.01	10,808	—	—
29	0.08	11,943	—	—
30	0.22	11,956	—	—
31	0.34	17,071	—	—
32	0.60	12,677	—	—
33	0.93	13,054	—	—
34	2.20	13,331	1.22	11,269
35	3.69	13,115	2.69	11,739
36	5.38	13,615	4.48	11,565
37	7.74	13,676	7.16	11,720
38	11.08	14,404	10.25	11,673
39	15.34	14,492	13.91	11,582
40	29.17	14,798	20.91	12,324
41	38.16	14,958	29.54	12,430
42	48.97	15,603	39.79	12,272
43	61.73	16,032	52.89	12,491
44	73.66	16,451	66.88	12,818
45	87.00	17,158	82.42	12,869
46	100.00	18,588	100.00	13,534
計		15,927		12,624

資料：厚生省年金局「厚生年金受給者調査」

総論－近づく年金時代－

第1章 近づく年金時代

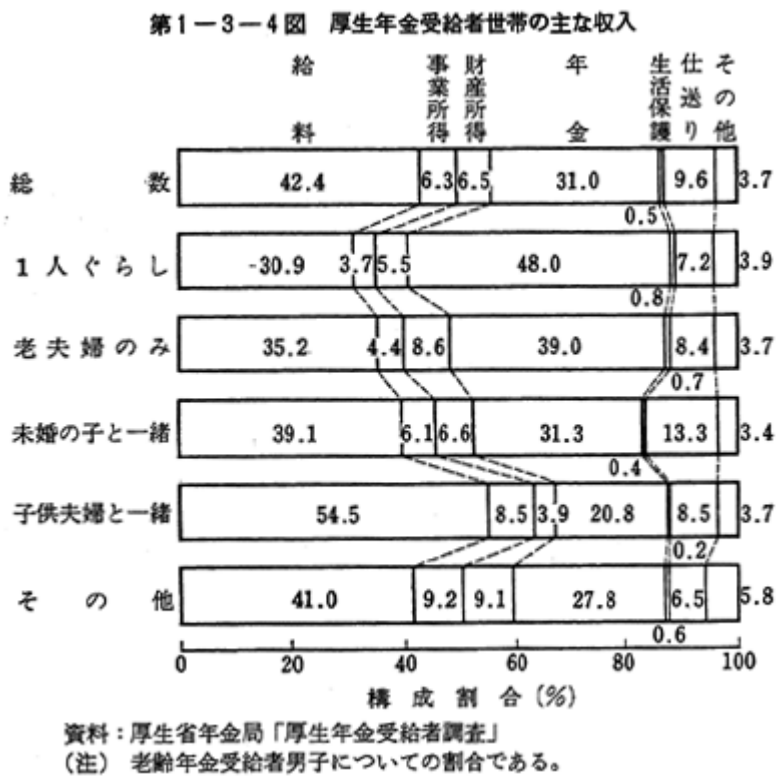
第3節 年金受給者の生活実態

2. 年金受給者の実状

(2) 年金受給者の生活と年金

年金受給者の生活の中で、年金がどの程度の比重を占めているかは、その世帯の構造などからんでくるものであろう。子等との同居別居の状況毎に主な収入をみたものが、第1-3-4図であるが、これで見ると、ひとり暮らしの場合は、年金が主な収入であるものが48%を占め、一方子供夫婦と同居している場合には20.8%になっている。

第1-3-4図 厚生年金受給者世帯の主な収入



次に、日常生活費のために厚生年金がどの位あてられているかであるが、約70%が年金の大部分を日常生活費にあてていることが明らかとなった(第1-3-7表参照)。この比率は、世帯の生活費の規模によって差があり、家計費が5万円未満の世帯での比率は80%である。また、男子の受給者について就業の有無別にみると、働いているものの63%が、やはり、年金を大部分生活費につかっており(第1-3-8表参照)、これらから年金受給者にとって、年金は日常生活費の大きな部分を占めているということがいえよう。

第1-3-7表 世帯の生活費(1か月現金支出)の規模と厚生年金の日常生活費への使い方(男子)

第1-3-7表 世帯の生活費（1か月現金支出）の規模と
厚生年金の日常生活費への使い方（男子）

（単位：％）

	総 数	大部分をつ かっている	一部をつか っている	全くつかつ ていない
総 数	100	69	20	11
～ 5千円未満	100	—	50	50
5千円以上～10	100	90	—	20
10 ～15	100	72	21	8
15 ～20	100	84	11	4
20 ～25	100	83	12	6
25 ～30	100	89	8	3
30 ～35	100	86	8	6
35 ～40	100	83	13	4
40 ～45	100	81	14	5
45 ～50	100	77	18	5
50 ～55	100	73	19	8
55 ～60	100	74	20	6
60 ～65	100	66	23	11
65 ～70	100	68	25	8
70 ～75	100	63	25	12
75 ～80	100	61	26	13
80 ～85	100	57	27	16
85 ～90	100	63	26	12
90 ～95	100	53	29	18
95 ～100	100	63	26	11
100千円以上	100	50	24	26

資料：厚生省年金局「厚生年金受給者調査」

第1-3-8表 厚生年金の日常生活への使い方と就業との関係(男子)

第1-3-8表 厚生年金の日常生活への使い方と就業との関係（男子）

		総 数	大部分を生 活費に使つ ている	一部分を生 活費に使つ ている	全く生活費 には使つて いない
働いている	百 分 率（％）	100.0	62.7	24.1	13.2
	平均生計費（千円）	67	62	70	84
働いていない	百 分 率（％）	100.0	77.6	14.9	7.5
	平均生計費（千円）	58	54	69	82

資料：厚生省年金局「厚生年金受給者調査」